



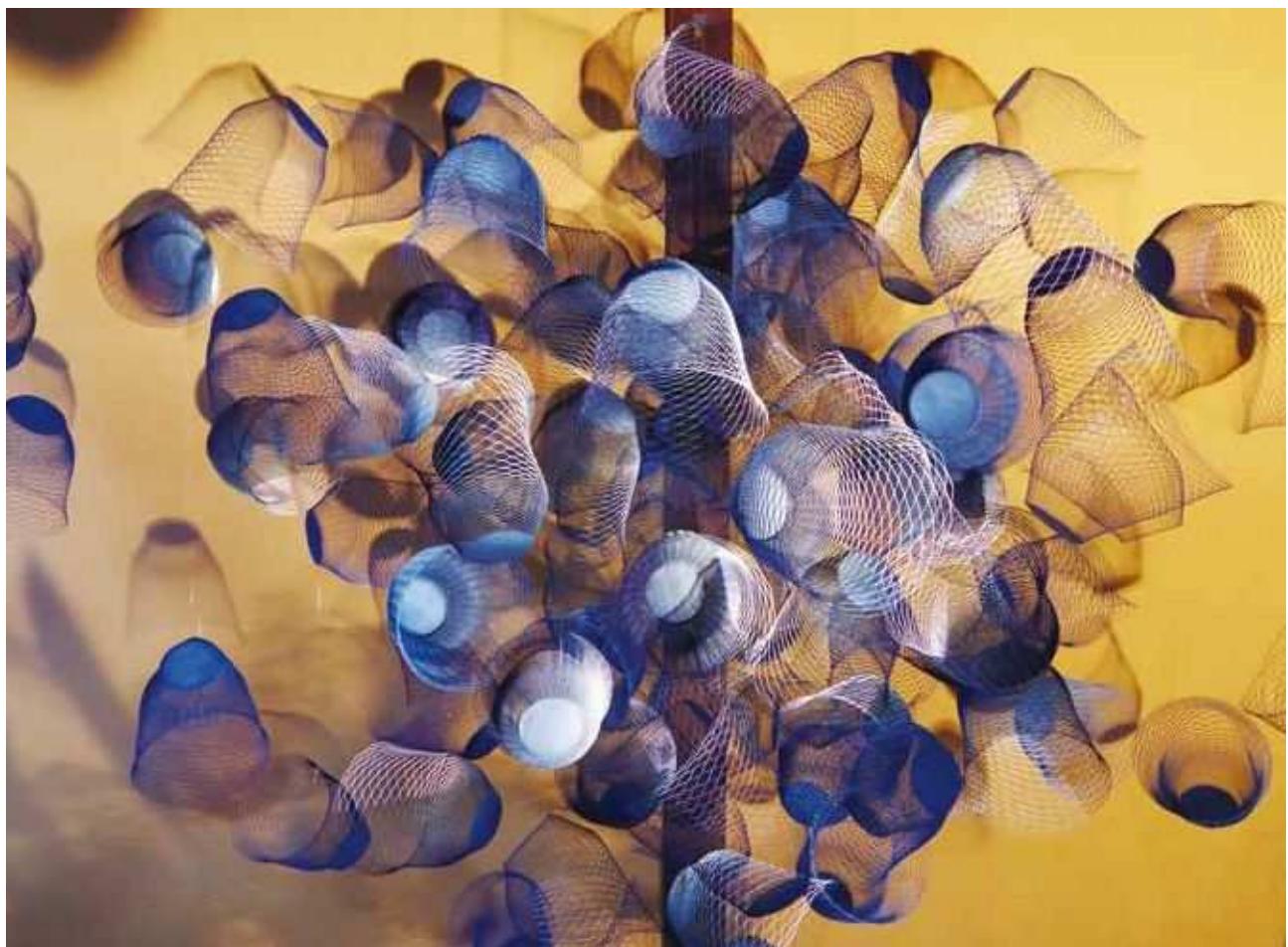
四国税理士会報

第430号

2021.12.10

●発行所／四国税理士会
高松市番町2-7-12
電話 087(823)2515(代)

●発行人／浜崎 友二
●編集人／秋山 千枝
●ホームページ／<https://www.shikoku-zei.or.jp>



うだつ藍と花

撮影者 徳島支部 岩佐 誠志

主な記事

税務調査に関するアンケート実施結果
総務部ニュース
業務対策部ニュース
広報部ニュース



広報部ニュース

租税教室講師養成研修会を開催

小林 芳弘（高松）

10月12日（火）税理士会館において香川県連の租税教室講師養成研修会を開催しました。出席者は税理士会員が19名、国税局及び高松税務署から2名のご参加をいただきました。

はじめに、四国会から秋山広報部長による挨拶、奈良寄国税広報広聴室長から昨今の租税教室の開催状況等の報告が行われ、その後、日税連の租税教育基本方針及び四国税理士会の租税教育に関する実施要領等の説明が行われました。続いて高松支部の石原志保先生による模擬租税教室が行われました。

最後に参加者全員による意見交換会があり、初めて臨む租税教室に少し不安があるものの、その意義に重要な役割があることが理解できた等の意見が発表されました。

昨年はコロナ禍のため研修会が開催できませんでしたが、今年は人数を絞っての開催が可能となり、新たに租税教室を受け持つ各会員から、さまざまな意見が発表され、刺激のある充実した研修会が開催できました。



租税教室講師養成研修会に参加して

原 俊明（丸亀支部）

先日、租税教室講師養成研修会に参加させて頂きました。高松税務署からもお2人に参加頂いており、租税教育実施の趣旨等を確認することができました。また、実際に講師をされた税理士の方のデモ講義や質疑応答も充実しており、講義のイメージも沸いてきました。

今回の研修で特に勉強になったのは、いかに生徒の注意を引き、興味を持つ伝え方ができるかです。講義資料は準備して頂いたものを使用するようですし、非常に分かりやすい構成になっていました。あとは講義をする私の伝え方次第で変わってくるように思っています。

また、私が通っていた高校ではこのような取組は無かったと記憶しています。租税教室は1時間程度の短い時間ではありますが、知らないことに触れる機会でもあり、将来の役に立つのではないでしょうか。このような機会に関われて光栄に思います。

今後とも何事も勉強と思い、前向きに取り組んでいきたいと考えております。



退職所得課税の見直しについて

退職所得課税について、次の見直しが行われました。

(1) 改正前の制度の概要

退職所得の金額は、その年中に支払を受ける退職手当等の収入金額から、その人の勤続年数に応じて計算した退職所得控除額を控除した残額の2分の1に相当する金額とすることとされています。

【退職所得の金額の計算方法】

$$(収入金額 - 退職所得控除額) \times 1 / 2 \text{ (注)} = \text{退職所得の金額}$$

(注) 勤続年数5年以下の役員等の退職手当等（以下「特定役員退職手当等」といいます。）については、「2分の1課税」を適用しないこととされています。

(2) 改正の内容

- イ 短期退職手当等に係る退職所得の金額については、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額とされました。
 - (イ) その短期退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額が300万円以下である場合
その残額の2分の1に相当する金額
 - (ロ) 上記(イ)に掲げる場合以外の場合
150万円とその短期退職手当等の収入金額から300万円に退職所得控除額を加算した金額を控除した残額との合計額

【短期退職手当等に係る退職所得の金額の計算方法】

$$(イ) 収入金額 - 退職所得控除額 \leq 300\text{万円}$$

$$(収入金額 - 退職所得控除額) \times 1 / 2 = \text{退職所得の金額}$$

$$(ロ) 収入金額 - 退職所得控除額 > 300\text{万円}$$

$$150\text{万円} (\ast 1) + [収入金額 - (300\text{万円} + \text{退職所得控除額})] (\ast 2) = \text{退職所得の金額}$$

$$(\ast 1) 300\text{万円} \text{以下の部分の退職所得の金額} (\ast 2) 300\text{万円} \text{を超える部分の退職所得の金額}$$

- ロ 短期退職手当等とは、退職手当等のうち、退職手当等の支払をする者から短期勤続年数（勤続年数のうち、役員等以外の者としての勤続年数が5年以下であるものをいいます。）に対応する退職手当等として支払を受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないものをいいます。
- ハ 上記イの見直しに伴い、退職手当等に係る源泉徴収税額の計算方法及び退職所得の受給に関する申告書の記載事項等について、所要の整備が行われました。

(3) 適用関係

上記(2)イ及びロの改正は、令和4年分以後の所得税について適用され、上記(2)ハの改正は、令和4年1月1日以後に支払うべき退職手当等について適用されます。

引用：<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0021004-072.pdf>

源泉所得税の改正のあらまし 令和3年4月

国税庁より

お国自慢

徳 島

喜多 直樹（脇町支部）

邪馬台国は美馬だった？！

今回は、お国自慢最後の原稿ということでフィナーレに相応しいロマンあふれるお話をしたいと思います。ここからは、美馬に邪馬台国が存在していたと唱えている学者の方のお話を。

邪馬台国は阿波である。邪馬台国は間違いで本当は邪馬壹（やまと）国である。日本の始まりはやまとである。やまとは美馬から始まる。

『古事記』や『日本書記』の舞台は阿波である。『古事記』や『日本書記』は高天原から始まり、そこから文化が始まり、後にそれが日本の文化となった。

故に天皇はその高天原から繋がり続いていることを示している。

しかし現在その事実を事実として知っている人は多くない。

『古事記』に、伊邪那岐神・伊邪那美神が国造りのため降りてきた場所がある。その場所はおのごろ島であり、そこが根の堅洲国であり、「やまと」である。ここが正に現在の【美馬】である。邪馬壹（やまと）国の山間部が高天原で海岸部が「古事記」に書かれている出雲である。

美馬には日本一社の延喜式内社の倭大国魂神社がある。ここにやまととの魂が祀られていることの証明だと考えられる。

美馬市美馬町に倭大国魂神社という神社があります。この神社は、延喜式帳（平安時代に編纂された官社一覧）にも記載されている神社で、境内には古墳もあります。そして倭大国魂神社という名称の神社は、日本にここにしかありません。そして同じくこの神社から直線距離で2kmほどにある美馬市穴吹町の伊射奈美神社も延喜式帳に記載されている神社で、これも日本にここしかありません。美馬にこの2つの神社が祭られているのはなぜか・・・色々と想像を掻き立てられます。



倭大国魂神社（徳島県美馬市美馬町字東宮ノ上3）



やまと風景（やまととは、山と山の谷間のこと）

四国税理士共済会事業



税理士報酬専用商品

報酬口座振替システム

ご利用料金

項目	ご利用料金(別途消費税)
基本手数料(月額)	1契約(1振替日)につき 2,000円
委託手数料	請求1件につき 110円

※請求がない月には、ご利用料金は発生しません。

簡単で使いやすい

インターネットによるデータ入力で臨時報酬にも対応可能です。

報酬額に対する源泉税額・ 消費税額の自動計算機能を搭載

振替日は8日、22日のどちらかを選択

※振替日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に口座振替を行います。

NSSより朗報です

- 報酬口座振替システムを「ご利用中or新規ご加入」の事務所を対象とした「関係法人用一般Eタイプ」のお取扱いを開始！
- 会員が役員である「会計法人・コンサルティング」などの法人がご利用いただけます。
- 当商品は上記報酬口座振替システムと同じ割安な料金設定！【基本手数料 2,000円+請求1口座につき 110円】

関与先さま向け

口座振替 利用先紹介制度

- 紹介先が口座振替をご利用いただいた場合は、会員さまに2万円の紹介手数料をお支払いいたします。
- ご利用開始3ヵ月目の請求口座数が100口座以上の場合は、会員さまにさらに2万円の紹介手数料を追加支払いたします。

ご利用料金

請求1回あたり	ご利用料金(別途消費税)
100口座未満の場合	7,500円+35円×請求口座数
100口座以上の場合	110円×請求口座数

ご利用例

(別途消費税)

請求口座数	ご利用料金	1口座あたり
30	8,550円	285円
50	9,250円	185円

※請求がない月には、ご利用料金は発生しません。

このような業種の皆さまに よくご利用いただいています！



介護・訪問看護



不動産・マンション管理



塾・教室・学校



スポーツクラブ



資料のご請求はスマホでもOK！

※ご契約にあたって日本システム収納による所定の審査があります。

振替日は8日、22日、27日のいずれかを選択

※振替日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に口座振替を行います。

制度運営者

四国税理士共済会
〒760-0017 高松市番町2丁目7番12号
TEL(087)823-2515

お問い合わせ先
〔委託先会社〕

大同生命グループ
NSS 日本システム収納株式会社
大阪本店 〒564-8523 大阪府吹田市江坂町1-23-101 大同生命江坂ビル
TEL:06-6386-8526

新規お問合せ専用フリーダイヤル

0120-700-676
フリーダイヤル
(平日9:00~12:00、13:00~17:00)

日本システム収納

検索